

一般会計等貸借対照表

(令和2年03月31日 現在)

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】	—	【負債の部】	—
固定資産	72,195,202,970	固定負債	25,740,310,857
有形固定資産	68,989,418,405	地方債	22,626,528,201
事業用資産	31,908,197,232	長期未払金	27,190,656
土地	11,500,654,184	退職手当引当金	3,086,592,000
立木竹	2,007,359,010	損失補償等引当金	—
建物	40,429,707,953	その他	—
建物減価償却累計額	△23,817,220,925	流動負債	2,730,769,513
工作物	5,367,222,023	1年内償還予定地方債	2,289,930,471
工作物減価償却累計額	△3,751,461,953	未払金	7,695,216
船舶	—	未払費用	—
船舶減価償却累計額	—	前受金	—
浮標等	—	前受収益	—
浮標等減価償却累計額	—	賞与等引当金	221,595,006
航空機	—	預り金	211,548,820
航空機減価償却累計額	—	その他	—
その他	26,652,240	負債合計	28,471,080,370
その他減価償却累計額	△5,357,100	【純資産の部】	—
建設仮勘定	150,641,800	固定資産等形成分	75,630,311,770
インフラ資産	36,768,430,051	余剰分(不足分)	△27,899,611,948
土地	168,188,285		
建物	3,972,798,162		
建物減価償却累計額	△3,476,147,879		
工作物	118,458,629,237		
工作物減価償却累計額	△82,699,304,587		
その他	12,947,000		
その他減価償却累計額	—		
建設仮勘定	331,319,833		
物品	1,466,756,539		
物品減価償却累計額	△1,153,965,417		
無形固定資産	30,129,028		
ソフトウェア	30,129,028		
その他	—		
投資その他の資産	3,175,655,537		
投資及び出資金	365,485,102		
有価証券	53,510,787		
出資金	311,974,315		
その他	—		
投資損失引当金	△3,319,794		
長期延滞債権	90,981,459		
長期貸付金	140,014,975		
基金	2,588,602,966		

一般会計等貸借対照表

(令和2年03月31日 現在)

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
減債基金	—		
その他	2,588,602,966		
その他	—		
徴収不能引当金	△6,109,171		
流動資産	4,006,577,222		
現金預金	547,778,537		
未収金	26,038,492		
短期貸付金	98,586,198		
基金	3,336,522,602		
財政調整基金	697,734,337		
減債基金	2,638,788,265		
棚卸資産	—		
その他	—		
徴収不能引当金	△2,348,607	純資産合計	47,730,699,822
資産合計	76,201,780,192	負債及び純資産合計	76,201,780,192

一般会計等行政コスト計算書

自 平成31年04月01日

至 令和2年03月31日

(単位：円)

科目	金額
経常費用	19,425,100,857
業務費用	10,386,387,830
人件費	3,842,325,488
職員給与費	3,428,179,064
賞与等引当金繰入額	221,595,006
退職手当引当金繰入額	—
その他	192,551,418
物件費等	6,297,362,063
物件費	3,536,911,484
維持補修費	91,106,565
減価償却費	2,669,344,014
その他	—
その他の業務費用	246,700,279
支払利息	174,331,761
徴収不能引当金繰入額	—
その他	72,368,518
移転費用	9,038,713,027
補助金等	3,409,368,372
社会保障給付	3,670,726,691
他会計への繰出金	1,951,383,331
その他	7,234,633
経常収益	1,433,895,153
使用料及び手数料	1,023,915,374
その他	409,979,779
純経常行政コスト	17,991,205,704
臨時損失	104,070,753
災害復旧事業費	60,999,488
資産除売却損	14,753,539
投資損失引当金繰入額	—
損失補償等引当金繰入額	—
その他	28,317,726
臨時利益	214,220,358
資産売却益	79,264,358
その他	134,956,000
純行政コスト	17,881,056,099

一般会計等純資産変動計算書

自 平成31年04月01日

至 令和2年03月31日

科目	合計	固定資産等形成分	
		固定資産等形成分	余剰分（不足分）
前年度末純資産残高	47,809,239,014	76,605,970,625	△28,796,731,611
純行政コスト（△）	△17,881,056,099		△17,881,056,099
財源	17,737,092,564		17,737,092,564
税収等	13,186,738,909		13,186,738,909
国県等補助金	4,550,353,655		4,550,353,655
本年度差額	△143,963,535		△143,963,535
固定資産等の変動（内部変動）		△1,041,083,198	1,041,083,198
有形固定資産等の増加		1,837,836,079	△1,837,836,079
有形固定資産等の減少		△2,707,879,678	2,707,879,678
貸付金・基金等の増加		1,016,582,972	△1,016,582,972
貸付金・基金等の減少		△1,187,622,571	1,187,622,571
資産評価差額	△838,164	△838,164	
無償所管換等	679,597	679,597	
その他	65,582,910	65,582,910	—
本年度純資産変動額	△78,539,192	△975,658,855	897,119,663
本年度末純資産残高	47,730,699,822	75,630,311,770	△27,899,611,948

一般会計等資金収支計算書

自 平成31年04月01日

至 令和2年03月31日

(単位：円)

科目	金額
【業務活動収支】	—
業務支出	16,758,446,994
業務費用支出	7,719,733,967
人件費支出	3,845,015,639
物件費等支出	3,628,018,049
支払利息支出	174,331,761
その他の支出	72,368,518
移転費用支出	9,038,713,027
補助金等支出	3,409,368,372
社会保障給付支出	3,670,726,691
他会計への繰出支出	1,951,383,331
その他の支出	7,234,633
業務収入	18,392,334,281
税込等収入	13,190,880,471
国県等補助金収入	3,767,055,172
使用料及び手数料収入	1,024,798,195
その他の収入	409,600,443
臨時支出	60,999,488
災害復旧事業費支出	60,999,488
その他の支出	—
臨時収入	119,786,200
業務活動収支	1,692,673,999
【投資活動収支】	—
投資活動支出	2,854,419,051
公共施設等整備費支出	1,837,836,079
基金積立金支出	880,982,972
投資及び出資金支出	—
貸付金支出	135,600,000
その他の支出	—
投資活動収入	1,959,173,789
国県等補助金収入	663,512,283
基金取崩収入	884,660,766
貸付金元金回収収入	303,116,198
資産売却収入	107,884,542
その他の収入	—
投資活動収支	△895,245,262
【財務活動収支】	—
財務活動支出	2,238,755,749
地方債償還支出	2,235,165,541
その他の支出	3,590,208
財務活動収入	1,631,400,000
地方債発行収入	1,631,400,000
その他の収入	—

一般会計等

一般会計等資金収支計算書

自 平成31年04月01日

至 令和2年03月31日

(単位：円)

科目	金額
財務活動収支	△607,355,749
本年度資金収支額	190,072,988
前年度末資金残高	146,156,729
本年度末資金残高	336,229,717
前年度末歳計外現金残高	212,623,034
本年度歳計外現金増減額	△1,074,214
本年度末歳計外現金残高	211,548,820
本年度末現金預金残高	547,778,537

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券・・・償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、物品（リース資産を除きます。）） ・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物：6 年～50 年（建物附属設備を含む）

工作物：10 年～60 年

物品：3 年～15 年

② 無形固定資産（電話加入権、土地の上に存する権利、及びリース資産は除きます。）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア：5年

③ リース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

債権等（未収金、長期延滞債権、貸付金、長期貸付金）の不納欠損による損失に備えるため、過去の不納欠損実績率による徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

職員の退職手当の支出に備えるため、本年度末に特別職を含む全職員（本年度末退職者除きます。）が普通退職した場合の退職手当を計上しています。

④ 賞与等引当金

職員の期末・勤勉手当（共済費を含む）の支出に備えるため、翌年度6月支給予定の期末手当・勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額に見込額について、それぞれ当会計年度の期間に対応する部分の金額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金（手元現金、要求払預金）及び現金同等物（3か月以内の短期投資のほか、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払を含む。）を、資金の範囲としています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、総務省「資産評価及び固定資産評価の手引き」40 に準じて処理を行っております。

2 重要な会計方針の変更

なし

3 重要な後発事象

なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

なし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

(3) その他主要な偶発債務

なし

5 追加情報の注記

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 対象範囲（一般会計とすべての特別会計）

一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおり。

一般会計

奥屋内へき地出張診療所特別会計

住宅新築資金等特別会計

鉄道経営助成基金特別会計

園芸作物価格安定事業特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

差異はございません。

③ 出納整理期間について

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 表示単位未満の取扱い

記載金額は、原則として千円未満を四捨五入し表示しており、合計が一致しない場合があります

⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	なし
連結実質赤字比率	なし
実質公債費比率	11.0%
将来負担比率	113.4%

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

なし

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費（地方自治法第 213 条）	1,379,911 千円
事故繰越額（同 法第 220 条第 3 項）	7,495 千円
継続費の通次繰越額（同法施行令第 145 条第 1 項）	なし

⑧ その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

過年度修正等に関する事項

建設仮勘定のうち、過年度に本勘定に振替るべき資産が存在したため、当年度において過年度修正を行っています。建設仮勘定からの振替額は以下のとおりです。

勘定科目	取得金額
事業用-建物	2,604,000 円
インフラ-土地	484,920 円
インフラ-道路	56,773,400 円

また、行政コスト計算書への影響額（増加額）は以下のとおりです。

勘定科目	減価償却費
事業用-建物	52,080 円
インフラ-道路	1,079,189 円
計	1,131,269 円

(2)貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産に係る資産

事業用資産－土地（古津賀地区市有地）200,019 千円（貸借対照表簿価 136,779 千円）令和 2 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しております。

② 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

なし

③ 基金借入金（繰替運用）の内容

繰替運用はございません。

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 21,986,782 千円

⑤ 将来負担に関する情報（「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における将来負担比率の算定要素）

ア 標準財政規模	11,749,137 千円
イ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,139,212 千円
ウ 将来負担額	37,447,763 千円
エ 充当可能基金額	4,511,843 千円
オ 特定財源見込額	44,231 千円
カ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	21,986,782 千円

⑥ 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

リース物件名称	未払金計上額	長期未払金計上額	リース債務金額
住民基本台帳ネット ワークシステム一式	1,544 千円	5,663 千円	7,207 千円
校務系パーソナルコ ンピュータ	6,151 千円	21,528 千円	27,679 千円
計	7,695 千円	27,191 千円	34,886 千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 884,057 千円

② 既存の決算情報との関連性

歳入歳出決算額	21,420,080千円	21,085,817千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	885,630千円	885,630千円
歳入：繰越金/歳出：剰余金処分	144,190千円	-
資金収支計算書	22,161,520千円	21,971,447千円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
資金収支変動計算書

業務活動収支	1,692,674	千円
ア 投資活動収入の国県等補助金収入	663,512	千円
イ 減価償却費	△2,669,344	千円
ウ 徴収不能引当金増減額	1,158	千円
エ 退職給付引当金増減額	134,956	千円
オ 賞与等引当金増減額	2,690	千円
カ 固定資産除売却損益	88,293	千円
キ その他	△34,121	千円
純資産変動計算書の本年度差額	△120,181	千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

一時借入金の限度額 2,200,000 千円

一時借入金に係る利子額 517 千円

⑤ 重要な非資金取引

なし

連結財務書類

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

なお、一部の連結対象団体においては、原則、取得原価としています。

また、地方公営企業法が適用される会計（水道事業会計、病院事業会計）については、地方公営企業会計基準等に基づく評価によっています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

・・・償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの

・・・会計年度末における市場価格(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの

・・・取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの

・・・会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料、商品等・・・移動平均法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、物品（リース資産を除きます。））

・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物：6 年～50 年（建物附属設備を含む）

工作物：10 年～60 年

物品：3 年～15 年

ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。

- ② 無形固定資産（電話加入権、土地の上に存する権利、及びリース資産は除きます。）
・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア：5年

- ③ リース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

債権等（未収金、長期延滞債権、貸付金、長期貸付金）の不納欠損による損失に備えるため、過去の不納欠損実績率による徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

職員の退職手当の支出に備えるため、本年度末に特別職を含む全職員（本年度末退職者除きます。）が普通退職した場合の退職手当を計上しています。ただし、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

④ 賞与等引当金

職員の期末・勤勉手当（共済費を含む）の支出に備えるため、翌年度6月支給予定の期末手当・勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額に見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分の金額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

③ オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金（手元現金、要求払預金）及び現金同等物（3か月以内の短期投資のほか、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払を含む。）を、資金の範囲としています。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、一部の連結対象団体については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体の決算日

決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

(10) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

連結会計間の相殺消去

連結会計間の出資金、繰入繰出金、負担金、補助金等及び債権債務額等を相殺消去し表示しています。

2 重要な会計方針の変更 なし

3 重要な後発事象 なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況 なし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの なし

(3) その他主要な偶発債務 なし

追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

財務書類		会計/事業			
連結	全体	一般会計等	奥屋内へき地出張診療所会計		
			住宅新築資金等特別会計		
			鉄道経営助成基金		
			園芸作物価格安定事業会計		
		公営事業会計	国民健康保険会計事業勘定		
			国民健康保険会計診療施設勘定		
			後期高齢者医療会計		
			と畜場会計		
			幡多公設地方卸売市場事業会計		
			中央介護認定審査会会計		
			介護保険会計保険事業勘定		
		地方公営企業会計 (法適用)	水道事業特別会計	連結	方法
			病院事業特別会計		比例連結
			※下水道事業特別会計(法適用移行期間により当年度連結除外)		割合
			※農業集落排水事業特別会計(法適用移行期間により当年度連結除外)		
		第三セクター	公財)四万十市体育協会	全部	
			公財)四万十市公園管理公社	全部	
			まちづくり四万十(株)	全部	
			公財)四万十市西土佐農業公社	全部	
			株)しまんと企画	全部	
			(公財)四万十川財団	全部	
			四万十市社会福祉協議会	全部	
			幡多広域市町村圏事務組合(一般会計)	比例	42.53%
			幡多広域市町村圏事務組合(ふるさと市町村圏事業)	比例	31.07%
			幡多広域市町村圏事務組合(滞納整理事業特別会計)	比例	34.91%
		一部事務組合	幡多中央環境施設組合	比例	76.57%
			幡多中央消防組合	比例	70.29%
こうち人づくり広域連合	比例		3.83%		
高知縣市町村総合事務組合(消防補償等業務)	比例		7.64%		
高知県後期高齢者広域連合	比例		4.24%		
簡易水道事業特別会計					

連結の方法は次のとおりです。

① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成 29 年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限り）については、連結対象団体（会計）の対象外としています。したがって、以下のとおり、一般会計等における他会計への繰出金等について、内部相殺を行っておりません。

会計	地方債残高	他会計繰入金
下水道事業特別会計	5,748,057 千円	423,452 千円
農業集落排水事業特別会計	397,068 千円	201,092 千円
簡易水道事業特別会計	3,395,117 千円	35,158 千円

② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

- ③ 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

記載金額は、原則として千円未満を四捨五入し表示しており、合計が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産に係る資産

事業用資産－土地（古津賀地区市有地）200,019 千円（貸借対照表簿価 136,779 千円）令和 2 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しております。

(5) その他連結財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項 なし